

令和5年度第6回大分県行政不服審査会 議事録

1 日 時 令和5年11月24日（金）10：00～12：00

2 場 所 大分県庁舎本館3階 32会議室

3 出席者 委員：麻生会長、野中委員、多田委員、松本委員、秋山委員
（委員5名中5名出席）

4 議 事

会長が大分県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の会議の定足数を満たしていることを確認した。

調査審議の公開・非公開について、非公開とすることが全会一致で決定された。

- (1) 令和5年度諮問第3号特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する同法第19条の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に対する審査請求事件に係る調査審議
 - ・ 前回の審議時に出された確認事項について説明した。
 - ・ 審議の結果、次回の審査会において、引き続き審議を行うこととした。
- (2) 令和5年度諮問第4号生活保護法第26条の規定に基づく生活保護廃止決定処分に対する審査請求事件に係る調査審議
 - ・ 主張書面の提出期限の再設定について説明した。
 - ・ 審議の結果、次回の審査会において、引き続き審議を行うこととした。
- (3) 令和5年度諮問第5号生活保護法第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく生活保護変更申請却下処分に対する審査請求事件に係る調査審議
 - ・ 答申案の構成について説明した。
 - ・ 審議の結果、次回の審査会において、引き続き審議を行うこととした。
- (4) 令和5年度諮問第6号児童扶養手当法第10条第1項の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分に対する審査請求事件に係る調査審議
 - ・ 事務局から事案の概要について説明した。
 - ・ 次回の審査会において、引き続き審議を行うこととした。
- (5) 令和5年度諮問第7号生活保護法第24条第3項の規定に基づく生活保護申請却下処分に対する審査請求事件に係る調査審議
 - ・ 事務局から事案の概要について説明した。
 - ・ 次回の審査会において、引き続き審議を行うこととした。

松本委員から6件目の議事について、審査会運営規程第4条第1項の規定に基づき、除斥事由に準ずる事情がある旨の申出があり、同委員は審議に参加しない旨を会長が説明し、同委員はここで退席した。

(6) 令和5年度諮問第2号児童福祉法第33条第1項の規定に基づく一時保護決定処分に対する審査請求事件に係る調査審議

- ・答申案の修正案について説明した。
- ・審議の結果、次回の審査会において、引き続き審議を行うこととした。

(7) 議事録署名委員

今回の議事録署名委員について、会長が野中委員を指名し、承諾された。

以上